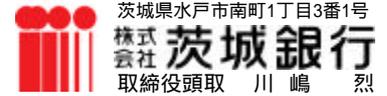


## 第144期 中間決算公告

平成18年12月26日



### 中間貸借対照表 (平成18年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	49,155	預 金	707,243
コーポレーション	13,000	借 用 金	3,990
商品有価証券	247	外 国 為 替	15
金銭の信託	5,320	社 債	1,150
有価証券	129,706	そ の 他 負 債	3,183
貸 出 金	536,026	賞 与 引 当 金	305
外 国 為 替	273	退 職 給 付 引 当 金	1,917
そ の 他 資 産	4,406	子 会 社 支 援 損 失 引 当 金	453
有形固定資産	10,566	再評価に係る繰延税金負債	1,404
無形固定資産	797	支 払 承 諾	2,867
繰延税金資産	6,677	負 債 の 部 合 計	722,530
支払承諾見返	2,867	(純資産の部)	
貸倒引当金	17,196	資 本 金	15,541
		利 益 剰 余 金	2,420
		そ の 他 利 益 剰 余 金	2,420
		繰越利益剰余金	2,420
		自 己 株 式	6
		株 主 資 本 合 計	17,955
		その他有価証券評価差額金	1,030
		土地再評価差額金	329
		評価・換算差額等合計	1,360
		純 資 産 の 部 合 計	19,315
資 産 の 部 合 計	741,846	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	741,846

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 2．商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 3．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 4．デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 5．有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

動 産 3年～20年

- 6．無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間に基づいて償却しております。
- 7．外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 8．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,493百万円であります。

- 9．賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
- 10．退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定率法により按分した額を発生翌期から損益処理

会計基準変更時差異(2,842百万円)については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理額を除き、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

11. 子会社支援損失引当金は、子会社・子法人等の債務超過額にかかる損失に備えるため、子会社・子法人等に対する投資額を超えて負担が見込まれる額を計上しております。
12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。
14. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 50 百万円
15. 関係会社の株式（及び出資）総額 11 百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額 11,874 百万円
17. 有形固定資産の圧縮記帳額 313 百万円
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は 5,586 百万円、延滞債権額は 33,588 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 370 百万円であります。  
 なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 14,148 百万円であります。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 53,694 百万円であります。

なお、上記 18. から 21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 貸出債権証券化により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間期末残高は、21,532 百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権 13,474 百万円を継続保有し貸出金に計上しております。
23. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 8,105 百万円であります。
24. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 1,057 百万円

預け金 3 百万円

担保資産に対応する債務

預金 556 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 10,381 百万円及び預け金 520 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 521 百万円であります。

25. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出

26. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 3,990 百万円が含まれております。
27. 社債には、劣後特約付社債 1,150 百万円が含まれております。
28. 1 株当たりの純資産額 136 円 33 銭
29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
地方債	2,610	2,605	5
社債	526	521	4
その他	5,700	5,318	381
合計	8,837	8,446	390

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 （百万円）	中間貸借対照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）
株式	5,941	9,534	3,592
債券	87,701	86,590	1,110
国債	43,289	42,557	731
地方債	762	757	5
社債	43,649	43,275	373
その他	24,338	23,587	751
合計	117,981	119,711	1,730

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 699 百万円を差し引いた額 1,030 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間期における減損処理額は、時価のある株式 20 百万円、時価のない株式 12 百万円であり  
ます。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当中間期末の時価が簿価に比べて  
30%以上下落した銘柄としております。時価のないものについては発行主体の財政状態の悪化に  
より実質価額が著しく低下したものを減損処理しております。

30. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額（百万円）
満期保有目的の債券 社債	400
子会社・子法人等株式及び 関連法人等株式 子会社・子法人等株式	11
その他有価証券 非上場株式	547
その他の証券	197

31. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 （百万円）	中間貸借対照表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）
その他の 金銭の信託	5,320	5,320	-

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、119,833 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが119,594 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 従来、クレジット・リンクローンについては、組込デリバティブを債務保証に準じて処理しておりましたが、「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日）が公表されたことに伴い、当中間期から同適用指針を適用し、組込デリバティブを時価評価し、評価差額を損益に計上しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は500 百万円減少、その他資産は23 百万円増加しており、税引前中間純利益は23 百万円増加しております。

34. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	11,118 百万円
繰越欠損金	2,018
有価証券償却	1,113
退職給付引当金損金算入限度額超過額	496
減価償却の償却超過額	307
貸出金未収収益償却超過額	194
減損損失	32
その他	571

繰延税金資産小計	15,852
評価性引当額	8,475
繰延税金資産合計	7,377
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	699
繰延税金負債合計	699
繰延税金資産の純額	6,677 百万円

35. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)が会社法施行日以後終了する中間会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。

なお、当中間期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は19,315百万円であります。

(2) 「利益剰余金」に内訳表示していた「中間未処分利益(または中間未処理損失)」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。

(3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

(5) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

36. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付および平成18年8月11日付けで一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

37. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は6.40%であります。

中間損益計算書

〔平成18年4月1日から  
平成18年9月30日まで〕

(単位:百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		10,107
資 金 運 用 収 益	8,749	
(うち貸出金利息)	( 7,319 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 948 )	
役 務 取 引 等 収 益	1,240	
そ の 他 業 務 収 益	44	
そ の 他 経 常 収 益	74	
経 常 費 用		8,860
資 金 調 達 費 用	355	
(うち預金利息)	( 249 )	
役 務 取 引 等 費 用	1,000	
そ の 他 業 務 費 用	47	
営 業 経 費	5,929	
そ の 他 経 常 費 用	1,528	
経 常 利 益		1,246
特 別 利 益		89
特 別 損 失		34
税 引 前 中 間 純 利 益		1,301
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		15
法 人 税 等 調 整 額		179
中 間 純 利 益		1,106

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．1株当たり中間純利益金額 7円81銭

3．潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

4．「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額1,019百万円、貸出金償却332百万円、株式等償却32百万円及び子会社支援損失引当金繰入額72百万円を含んでおります。

5．「特別損失」には、減損損失7百万円を含んでおります。

減損損失の算定にあたり、営業用店舗等については管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)で、遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、電算センター、寮・社宅、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。その結果、継続的な地価の下落等により、以下の資産グループ4か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失としております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
遊休資産	茨城県内	遊休資産4か所	土地	7

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省平成14年7月3日改正)に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

中間連結財務諸表の作成方針

( 1 ) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 3社

株式会社 茨銀ビジネスサービス

いばぎん信用保証 株式会社

株式会社 いばぎんカード

非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

( 2 ) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

( 3 ) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 3社

( 4 ) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、発生年度に全額償却しております。

中間連結貸借対照表 (平成18年9月30日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	49,155	預 金	705,579
コールローン及び買入手形	13,000	借 用 金	3,990
商品有価証券	247	外 国 為 替	15
金 銭 の 信 託	5,320	社 債	1,150
有 価 証 券	129,695	そ の 他 負 債	4,797
貸 出 金	537,325	賞 与 引 当 金	322
外 国 為 替	273	退 職 給 付 引 当 金	1,921
そ の 他 資 産	4,778	再評価に係る繰延税金負債	1,404
有形固定資産	10,568	支 払 承 諾	2,867
無形固定資産	798	負債の部合計	722,047
繰延税金資産	6,718	(純資産の部)	
支払承諾見返	2,867	資 本 金	15,541
貸倒引当金	19,034	利 益 剰 余 金	2,688
		自 己 株 式	6
		株 主 資 本 合 計	18,223
		その他有価証券評価差額金	1,030
		土 地 再 評 価 差 額 金	329
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,360
		少 数 株 主 持 分	82
		純 資 産 の 部 合 計	19,666
資産の部合計	741,714	負債及び純資産の部合計	741,714

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

3．有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）その他の有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4．デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5．当行並びに連結される子会社及び子法人等の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

動 産 3年～20年

6．無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間に基づいて償却しております。

7．外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8．当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,493百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

9．賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

10．退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定率法により按分した額を発生翌連結会計年度から損益処理

会計基準変更時差異(2,842百万円)については、厚生年金基金の代行部分の返上に伴う処理額を除き、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

11. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によりております。

12. 当行の消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

13. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額  
50百万円

14. 有形固定資産の減価償却累計額 11,881百万円

15. 有形固定資産の圧縮記帳額 313百万円

16. 貸出金のうち、破綻先債権額は5,867百万円、延滞債権額は34,693百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

17. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は376百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,177百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

19. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は55,115百万円であります。

なお、上記16.から19.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. 貸出債権証券化により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間連結会計期間末残高は21,532百万円あります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権13,474百万円を継続保有し貸出金に計上しております。

21. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,105百万円あります。

22. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 1,057百万円

預け金 3百万円  
担保資産に対応する債務

預金 556百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券 10,381 百万円及び預け金 520 百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は 522 百万円であります。

23. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 4 号に定める地価税の課税価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出

24. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 3,990 百万円が含まれております。
25. 社債には、劣後特約付社債 1,150 百万円が含まれております。
26. 1 株当たりの純資産額 138 円 22 銭
27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
地方債	2,610	2,605	5
社債	526	521	4
その他	5,700	5,318	381
合計	8,837	8,446	390

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
株式	5,941	9,534	3,592
債券	87,701	86,590	1,110
国債	43,289	42,557	731
地方債	762	757	5
社債	43,649	43,275	373
その他	24,338	23,587	751
合計	117,981	119,711	1,730

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 699 百万円を差し引いた額 1,030 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について 20 百万円、時価のない株式について 12 百万円減損処理を行っております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当中間連結会計期間末の時価が簿価に比べて 30% 以上下落した銘柄としております。時価のないものについては発行主体の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したものを減損処理しております。

28. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額（百万円）
満期保有目的の債券 社債	400
その他有価証券 非上場株式 その他	548 197

29. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

内 容	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
その他の金銭の 信託	5,320	5,320	-

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、123,160 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが122,922 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 従来、クレジット・リンクローンについては、組込デリバティブを債務保証に準じて処理しておりましたが、「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日）が公表されたことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、組込デリバティブを時価評価し、評価差額を損益に計上しております。これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は500百万円減少、その他資産は23百万円増加しており、税金等調整前中間純利益は23百万円増加しております。

32. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

(1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等及び少数株主持分に区分のうえ表示しております。なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は19,583百万円であります。

- (2) 「株式等評価差額金」は、「其他有価証券評価差額金」として表示しております。
- (3) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。
- (4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」または「其他資産」に区分して表示しております。
- (5) 「其他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

33. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付および平成18年8月11日付けで一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準および適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

34. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率(国内基準)は6.49%であります。

中間連結損益計算書 〔 平成18年4月 1日から  
平成18年9月30日まで 〕

(単位 :百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		10,325
資金運用収益	8,807	
(うち 貸出金利息)	( 7,377 )	
(うち 有価証券利息配当金)	( 948 )	
役務取引等収益	1,385	
その他業務収益	44	
その他経常収益	87	
経 常 費 用		9,117
資金調達費用	355	
(うち 預金利息)	( 248 )	
役務取引等費用	992	
その他業務費用	47	
営業経費	6,017	
その他経常費用	1,705	
経 常 利 益		1,207
特 別 利 益		91
特 別 損 失		34
税金等調整前中間純利益		1,264
法人税、住民税及び事業税		16
法人税等調整額		183
少数株主利益		3
中 間 純 利 益		1,060

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 7円48銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

4. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額1,267百万円、貸出金償却333百万円及び株式等償却32百万円を含んでおります。

5. 「特別損失」には、減損損失7百万円を含んでおります。当行は減損損失の算定にあたり、営業用店舗等については管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）で、遊休資産については各資産単位でグルーピングしており、本部、電算センター、寮・社宅、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。また、連結子会社については、各社を1つの単位としてグルーピングしております。その結果、継続的な地価の下落等により、以下の資産グループ4か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失としております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
遊休資産	茨城県内	遊休資産4か所	土地	7

なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」(国土交通省 平成14年7月3日改正)に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。